

使用料・手数料検討会報告書について

1 使用料・手数料改定の視点(1ページ)

使用料・手数料は、行政サービスの受益者負担における公平性を確保する観点から、原則として4年ごとに見直しを行っている。今回の改定にあたっては、「いたばしNo.1 実現プラン2018」における「行財政経営計画」編で定められた「受益者負担の適正化」の推進に向け、経営革新本部設置要綱に基づき、「使用料・手数料検討会」を設置し、検討を行うこととした。

2 見直しの範囲(1ページ)

(1)検討対象

原則として、区独自で改定を行っている使用料及び手数料

(2)検討対象外としたもの

- ①東京都及び23区で統一的に定めているもの
- ②法令により定めているもの
- ③別途検討組織等で見直しを行うもの

3 料金の算定方法(2ページ)

(1)使用料

- ①原価は、維持管理費、職員人件費、減価償却費で算出することとした。
- ②維持管理費は、直近の平成27年度決算値で算出し、職員人件費は、平成27年度職員給与平均額で算出した。
- ③減価償却費は、平成27年度末現在の財産台帳に基づき算出した。
- ④改定額は、現行料金の原価に占める割合に応じて改定率を定め、算出した。
- ⑤改定率については、原価割合が80%以上の場合は、現行額のまま据え置きとし、79%以下は1%下がるごとに、0.2%ずつ上昇させ、30%以下は10%とした。

(2)手数料

1件あたりを処理するための所要経費（物件費及び職員人件費）を算出し、特定の者が受けるサービスの受益性を勘案し、他区の状況も参考にした上で算定した。

4 見直し結果(3ページ)

(1)使用料

- ①平均改定率 2.8% (前回改定時4.5%)
- ②改定後の平均原価割合 58.8% (前回改定時63.3%)
- ③平年度効果額 13,878千円 (前回改定時20,027千円)
 - うち収入増 4,576千円 (直営施設増収見込額)
 - 支出減 9,302千円 (指定管理者導入施設増収見込額)
- ④検討対象項目 1,065項目 (28条例)
- ⑤増額するもの 468項目
- ⑥現行料金と同額で据え置くもの 596項目
- ⑦調整により減額となるもの 1項目

(2)駐車場使用料

有料駐車場については、近隣駐車場料金の動向や収支状況等を総合的に勘案した結果、現行料金のまま据え置くこととした。

(3)手数料

見直しを検討した手数料について、原価と現行額に大きな乖離はなく、また他区の手数料の設定状況等を総合的に勘案した結果、現行料金のまま据え置くこととした。

5 改定の実施時期(4ページ)

- (1)改定の実施時期は平成29年4月1日とする。
- (2)新・旧料金の適用期日については、平成29年4月1日以降の利用分で、平成28年12月31日までに利用申請を受けた場合は従前料金とし、平成29年1月1日以降に利用申請を受け付けた場合は新料金を適用する。

6 無料施設の有料化(4ページ)

前回の使用料・手数料検討会では、ふれあい館・いこいの家の有料化については経営革新計画の中で検討を行うこととし、施設としての機能やあり方も含めて、「公共施設等の整備に関するマスタープラン」に基づく個別整備計画により検討を行ってきた。検討の結果、ふれあい館については平成28年度から条例を改正して有料化を実施し、いこいの家についても平成28年度から60歳以上に限定していた利用制限を、入浴施設を除いて解消するとともに区主催事業等に限定していた部屋の貸し出しを一般にも開放し、夜間の貸し出しも行う区民集会所と同様の施設に位置付けた。このことから、いこいの家は「板橋区民集会所の設置及び管理に関する要綱」の中で利用料を設定していたが、今回の使用料・手数料の検討に合わせ、現在の区民集会所の利用料を踏まえた上で、「区立いこいの家条例」を改正し、条例で使用料を定めた有料施設へ転換する。